

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

磯子区役所戸籍課窓口番号表示板に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	磯子区役所戸籍課窓口番号表示板
内 容	区役所戸籍課登録担当窓口で、カウンター前にお客様呼び出し用の番号表示板を設置するにあたり、広告を活用した番号表示板設置・運営経費の削減・その他行政サービスの向上に繋がる企画を募集します。 屋外広告物には該当しません。
施設所在地（場所）	横浜市磯子区役所 2階 戸籍課
施設の利用者数・利用者層	令和4年度戸籍課登録担当発券件数：27,684件 主に磯子区民が来庁します。
広告設置場所	磯子区役所戸籍課登録担当窓口及び証明発行窓口のカウンター上部
番号表示板の条件	○お客様をお呼び出しするための番号を表示する電光掲示板とします。 ○数字がおおよそ10個以上表示できるものをご提案ください。番号表示にあわせてお客様を音声で呼び出す機能を持つものとします。 ○番号表示板の一部を活用して広告を表示することとします。 ○床からの番号表示板下部までの高さとして、1,800mm～1,900mmを確保してください。 ○広告掲出期間終了後は原状回復をしていただきます。
広告掲出可能スペース	16:9のワイド画面で52インチ程度のうち1/4程度（番号表示スペースを1/2程度、行政情報を1/4程度とします） ※表示機材及び掲出レイアウトについては事業者提案も可能とします。
機器設置時期	令和6年3月末
広告掲出期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） ※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和5年8月10日（木）～令和5年9月4日（月）
提案内容評価	令和5年9月22日（金） 提案内容評価においては、申込者に対するプレゼンテーション及びヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和5年10月上旬

■申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和5年9月4日（月）午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。

<p>広告企画書 記載事項</p>	<p>(1) 番号表示板の仕様・管理用PCの仕様・操作方法等 (2) 広告番組の構成案 (3) 設置方法、広告掲出期間終了後の原状回復方法 (4) 保守・維持管理の考え方 (5) 類似物の設置実績（令和5年7月1日現在） (6) 設置期間の収入見込み、営業活動計画等資金計画 (7) 市にとっての経費削減効果（広告の設置等にかかる費用）及びその算出根拠 (8) その他行政サービスの向上につながる内容</p>
-----------------------	---

■選定方法

- 磯子区役所に設置する広告事業選考会において、下記の評価項目、基準に従い、広告企画書に記載された提案内容及びプレゼンテーションの内容について、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。
- 評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を広告掲出事業者として選定します。
- ※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。
 - ※最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。
 - ※評価の結果、同点となった場合は、磯子区広告事業選考会において協議のうえ、磯子区広告事業選考会の会長が決定します。

次頁あり

■選定手続

	評価項目	評価基準
評価項目・評価基準	(1) 番号の視認性（見やすさ）	表示した番号を市民が認識しやすい画面構成となっているか、遠くからでも認識しやすい色の構成にできるかを評価する。
	(2) 番号の認識のしやすさ	呼ばれている番号を音声等で来庁者（障害者含む）が認識しやすい工夫がされているか、また再呼び出しができるかを評価する。
	(3) 番組構成のバランス、運用の弾力性	行政情報枠、広告枠の放映時間について大幅な偏りがないか、またケースバイケースで柔軟に変更できるかを評価する。
	(4) 緊急時の広報	災害や鉄道遅延等の発生時、緊急に来庁者へ知らせる機能を有するか、またその機能の内容はどうかを評価する。
	(5) 導入時・導入後フォロー	機器導入時、及び導入後のフォローや問合せ対応が行える体制が整えられているかを評価する。
	(6) 行政情報更新時の操作性	行政情報の更新時に、職員の負担が少なく、容易に更新できる仕組みとなっているかを評価する。
	(7) 番号呼び出し時の操作性	職員の負担が少なく操作しやすい仕様となっているか。(①番号呼び出しの際、バーコード読み取りで操作できる。②タッチパネルで番号にタッチするだけで、モニターの番号を消すことができる。)
	(8) 広告更新作業時の制限	番号表示・呼び出し機能に支障なく、広告の更新作業が行えるかを評価する。
	(9) 障害対応に対する考え方	障害発生防止対策と障害発生時の対応について (①定期点検等により、障害を未然に防ぐ対策がとられている。②障害のあった際には夜間や休日開庁時でも迅速に対応を行う。③代替機器の用意がある。)
	(10) 安全性等	番号表示板が落下しないよう安全対策がとられているか、また、地震等の際にも来庁者に影響が生じないよう表示板設置上の対策がとられているか。問題があった際にすぐに対応がとれるかを評価する。
	(11) 設置実績	自治体向け広告事業の現在の実績数を評価する。
	(12) 業務の継続性及び収支の妥当性	業務を実施、継続するための資金計画(収支計画)があるか、本事業により申込者が得る収益が適正であるかを評価する。
	(13) 地域活性化への貢献	広告枠を、区内事業者又は隣接区を含む市内事業者から選定する方針となっているかを評価する。
	(14) その他行政サービスの向上等につながる提案	その他本市の行政サービスの向上や経済的メリットにつながる提案がなされているかを評価する。

■最低評価基準

出席した選考委員全員分の総得点を合算し、50%以上の評価を満たすこと

■ 広告掲出にあたっての留意点

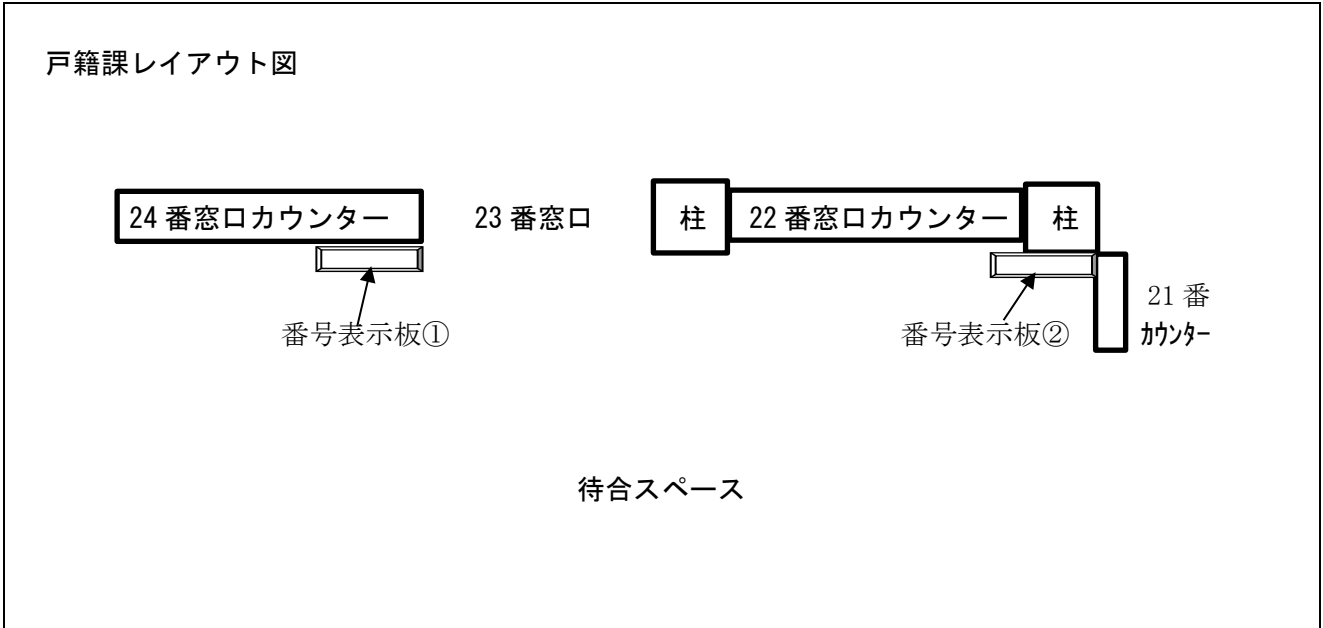
<p>広告の条件</p>	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p>
<p>広告の制作等</p>	<p>○広告掲出の5営業日前までに広告原稿を提出し、前述の条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますのでご注意ください。</p>
<p>番号表示板の設置・撤去等</p>	<p>○番号表示板の設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○番号表示板の設置、撤去等にあたっては、安全性に十分ご配慮くださるようお願いいたします。</p>
<p>財産の使用許可</p>	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。【※番号表示スペース+広告可能スペースにより積算】 ○広告掲出に伴う電気料金の負担については、使用者に実費負担していただくこととなります。</p>

■ 申込み・お問い合わせ先

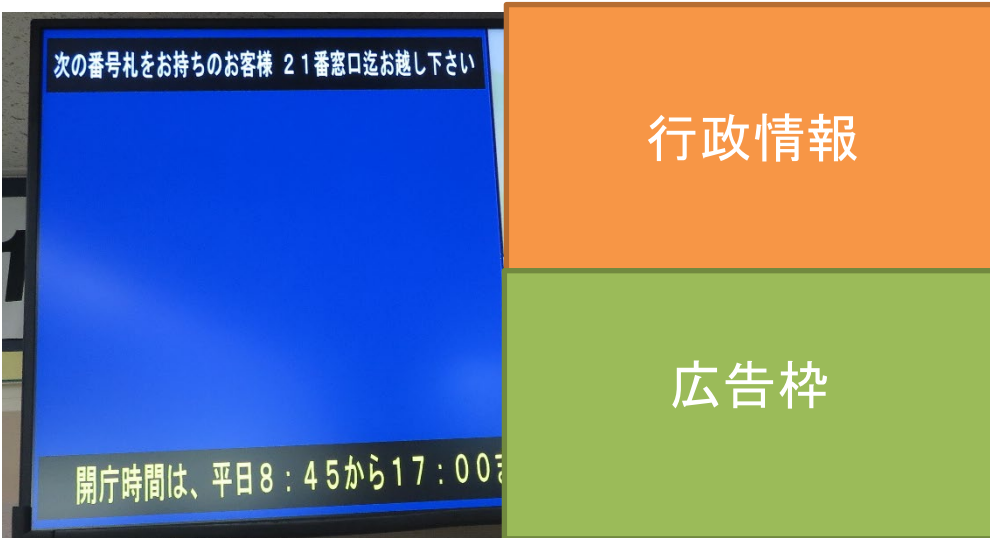
<p>担当課名</p>	<p>横浜市磯子区役所戸籍課</p>
<p>所在地</p>	<p>横浜市磯子区磯子三丁目5番1号</p>
<p>TEL/FAX</p>	<p>TEL 045-750-2341/FAX 045-750-2535</p>
<p>Eメール</p>	<p>is-koseki@city.yokohama.jp</p>

次頁あり

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



広告企画書（広告付物品提供・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	磯子区役所戸籍課窓口番号表示板		
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）